

(防犯・防災通信) **緑 の 風**

西町町会 防犯・防災部長

◇【交 通】

☆令和8年9月1日以降・・・生活道路(注1)における自動車の法定速度が30km/hに引き下げとなります！！

(注1)生活道路は中心線などが無い生活道路

- 1.9月1日施行の改正道路交通法施行令により、生活道路(中心線などが無い道路)における自動車の法定速度が30km/hに引き下げられます。  
自動車を運転する際は、スピードに注意して安全運転を心がけましょう！
- 2.中央線や車両通行帯が設けられている一般道路や、中央分離帯等が設けられ、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路、高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線を除いたもの、自動車専用道路の法定速度は引き続き60km/hです。
- 3.道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、法定速度ではなく、指定されている速度が自動車の最高速度となります。

※決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて安全な速度で走りましょう。

・ご不明な点は、警察署にお尋ねください。

警察庁 HP より抜粋

◇【防 犯】

長野県内の刑法犯認知件数は、令和7年12月末現在で8,085件 で前年同月より+412件、+54%と増加しました。

自転車盗(1353件)をはじめ、自動車盗、置引き、車上ねらい、その他窃盗、詐欺などが増加傾向です。

防犯の基本である「**施錠の徹底**」をお願いします。

長野県 HP より

## ◇【防 災】

### ◎地震用 マイタイムラインについて



自宅にいる場合（昼間）

避難準備（初動）避難行動	●避難とは、避難所へ行くことだけではありません	理解度チェック ○△×
	・余震に注意に注意して、自宅や周辺の状況を確認 （ヘルメット、防災頭巾等を着用する、避難に適した服装） ・火災が発生している場合は、近隣の人と協働して初期消火 ※自宅が安全と確認できた場合→在宅避難 または、安全な親戚・知人宅等に避難 ※指定避難所へ行く場合は、できるだけ町会でまとまって行く （指定避難所が開設されているかを必ず確認する）	
	・非常時備蓄品、非常時持出品の確認	
	・一時集合場所にて安否確認、未確認者のチェックを集合者で お願いします。 組長さんに報告→自主防災会長（西町町会 は現在時点で町会長が兼任しています）等に報告 ※自宅が安全と確認できた場合→在宅避難 または、「指定緊急避難場所」（1. 開智公園テニスコート 2. 沢村公園テニスコート）「城北地区防災緑地」へ移動。 場合により、安全な親戚・知人宅等に避難（持出品に留意） （町会内から移動の場合は、必ず組長等に報告を入れる）	
	・家を出るときは、ブレーカーを落とす。 ・すべてのコンセントを抜く ・できるだけ施錠を行う（侵入犯罪を防止）	
	※指定避難所へ行く場合は、できるだけ町会でまとまって行く （指定避難所が開設されているかを必ず確認する）	
	・定期的に地震等の情報を確認（公的な情報源より） ・閉じ込められた人がいたら、救出活動又は救出依頼をして ください	
	・隣組内の、災害時要配慮者にご留意をお願いします。	

※災害時要配慮者の方で、個別避難計画作成済のかたは、個別避難計画に基づいて対応してください。

個別避難計画が未済の方は、民生委員さん、ケアマネージャーさん、防犯防災部長にお尋ねください。

以下次号

◎防犯防災通信「緑の風」（カラー版）は、パソコン、スマホで読むことも可能です。

松本市のホームページから➡地域の掲示板➡城北地区➡各町会から➡西町町会へ